

患者のご家族および面会者の皆様へ

冬期流行感染症に伴う面会制限のお願い

現在、インフルエンザ、ノロウイルスなどの流行がみられ、冬の期間、集団発生や家庭内伝播を介して全国的に流行することが予測されます。当院では、病気や治療でこれらの感染症が重症化しやすい患者さんへの感染予防を重要課題と考え、

令和元年12月13日（金）より流行終息までの期間、面会者の制限を実施いたします。

この実施により、総合案内で面会証発行が制限されます。

患者面会を大切にする当院としては辛い選択ですが、冬期流行感染症の脅威から子どもたちをまもることが最優先と考え、このような病院方針を決定いたしました。

患者のご家族および面会者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 面会制限の内容

- ① 原則、面会は保護者のみです。
- ② 兄弟姉妹の面会はお控えください。
- ③ 不要不急の一般面会者はお控えください。
- ④ 主治医の許可による特別な状況（患者病状など）では制限除外する場合があります。

2. 面会制限の実施後、配慮いただきたい事項

- ① 病院への兄弟姉妹の同行はお控えください。
（面会制限期間以前でも感染症持ち込み防止のために、面会は最小限にお願いします。）
- ② 兄弟姉妹が病棟に入れないことの不都合に予め留意してください。
- ③ 不都合が生じた場合、あるいは特別な理由があって面会を希望される場合は、総合案内や病棟看護師にご相談ください。

令和元年12月 6日

宮城県立こども病院 院長
看護部長